通知カード・個人番号カード交付申請書の様式（案）

通知カード

個人番号　1234　5678　9012

氏名 番号　花子

みほん

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生　性別　女　　□□市長

発行日　平成27年10月 NN日　　A123456789

←切り離す際は丁寧に切り離してください。

（キリトリ）

個人番号カード交付申請書
兼　電子証明書発行申請書

△△市長宛
（地方公共団体情報システム機構 宛）

申請書ＩＤ	1234　5678　9012　3456　7890　123
＊氏名	番号　花子
＊住所	○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号
生年月日＊	平成5年3月31日　　性別＊　女
【代替文字情報】	
電話番号	外国人住民の区分＊　-
在留期間等満了日の有無＊	- 　在留期間等満了日＊　-
右欄の点字表記を希望する ※最大 11 文字まで（濁点等は 1 文字）	□　バンゴウ　ハナコ

※上に入力されている情報は、平成 00 年 00 月 00 日現在のものです。

左の QR コードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

（キリトリ）

申請書ＩＤ	1234　5678　9012 3456　7890　123

右の QR コードは製造管理用です→

視覚障がい者用
音声コード

10000019　01/01
3190110000019#

【おもて面】

●法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
●この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
（連絡先）個人番号カードコールセンター　Tel XXX-XXX-XXX
●この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。

←切り離す際は丁寧に切り離してください。

マイナンバー

みほん

（キリトリ）

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日　　年　　月　　日

申請者氏名（自署）　　印

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。

顔写真貼付欄

サイズ
（縦 4.5cm×横 3.5cm）

・最近 6 ヶ月以内に撮影
・正面、無帽、無背景のもの
・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

□ 署名用電子証明書※　不要
□ 利用者証明用電子証明書　不要

※15 歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

【ご注意】電子証明書は、e-Tax 等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄	ふりがな		本人との関係	
	代理人氏名（自署）	印		
	代理人住所	〒　－ （電話番号：　　）		

（キリトリ）

● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
● 申請の際は、同封の『ご案内』をご覧のうえ、ご記入ください。
● 表面の記載事項のうち、＊印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
● 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

【うら面】

市民文教委員会資料
平成27年9月15日提出

政府広報

いよいよ
マイナンバー制度が
社会保障・税番号制度
始まります。

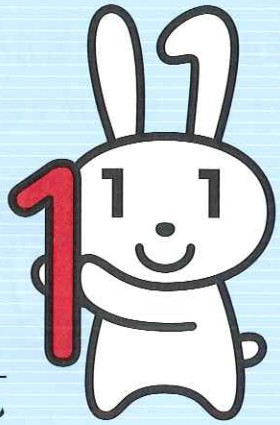

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

内閣官房・内閣府・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省

マイナンバーとは？

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。
個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。
また、法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定されます。

マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく。

マイナンバーは各機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。
さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、様々なメリットをもたらします。

公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。

負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。

本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。

これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。

行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。

被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

マイナンバーは生涯にわたって使うものです。
住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切にしてください。

INDEX

概要

マイナンバーとは？ …… 1
マイナンバーの具体的な利用場面 …… 3
マイナンバーの受け取り・活用のポイント …… 5
個人番号カードについて …… 6
マイナンバー制度の安心・安全の仕組み …… 7

事業者向け

事業者のマイナンバーの取扱い …… 9
マイナンバー利用にあたっての注意点 …… 11
マイナンバーの安全管理措置 …… 13
税・社会保障関係書類の様式変更 …… 15
税・社会保障関係書類の対応スケジュール …… 17
事業者のためのマイナンバー準備スケジュール …… 18

平成28年1月以降、マイナンバーは、こんな場面で必要となります。

社会保障関係の手続

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護

など

税務関係の手続

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載

など

災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務

など

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続を行うことになります。
- 税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月以降
住民票の住所に通知

住民票を有する方（住民票がある外国人を含む）に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

※現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、受け取ることができない可能性があります。

平成28年1月
マイナンバーの利用開始

税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続で、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

※年金の手続では平成29年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

平成29年1月
個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成29年7月
地方公共団体等も含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になっていきます。

マイナンバーを、きちんと受け取って活用するために。

あなたのマイナンバーは、平成27年の10月以降に送付されます。
4つのポイントを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

point 1 住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。

point 2 書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- □ マイナンバーの「通知カード」
- □ 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- □ 説明書

※通知カードは大切に保管してください。

point 3 個人番号カードを申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。

①郵送で申請

個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ

②オンラインで申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

※その他の方法も検討中

point 4 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。
無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。

①大切に保管していた「通知カード」
②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
③運転免許証などの本人確認書類

※受け取る際、オンラインでの本人確認等に使う「パスワード設定」が必要になります。

個人番号カードは無料で取得でき、本人確認に利用できる公的身分証明書です。

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、
様々な本人確認の場面で利用できるカードです。
市町村に申請することで、平成28年1月以降に交付されます。

- マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するための書類の提示も求められますが、通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できず、運転免許証などの書類を用意する必要があります。
- マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が1枚で完了します。

プラスチック製

表面 氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真

裏面 マイナンバー等が記載、ICチップ搭載

※住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。
※カードのデザインは、現在検討中です。

個人番号カードで、様々なサービスが利用できます。

- ICチップに記録される電子証明書を用いて、e-Taxなどの電子申請を行えます。
- 図書館利用証や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用できます。
- コンビニなどで、住民票などの証明書が取得できます。

将来的にも様々な使いみちが検討されています。

各種民間オンライン取引/口座開設	オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引に利用することも検討されています。
引っ越しで必要な手続をワンストップで	行政機関への各種届出に加え、電気、ガス、水道などの民間サービスへの届け出がワンストップでできるよう検討されています。

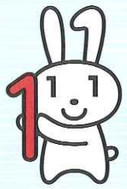

マイナンバー制度は、安心・安全の 仕組みです。

マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、国民のみなさまのご意見を参考に
制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置を講じています。

制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

システム面

- 個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成29年１月から、「情報提供等記録開示システム」が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。

個人番号カードの安全性について

- 個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。
- 万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日専用ダイヤルで対応します。
- 顔写真やパスワードが設定されていますので、もともと不正利用されるリスクは限定的です。

民間事業者のみなさまも、マイナン バーを取り扱います。

平成28年1月以降、税や社会保障の手続で従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 源泉徴収票の作成手続
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払調書作成

など

※税・社会保障関係書類の対応スケジュールは17ページをご覧ください。

マイナンバーの取扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーをその内容に含む個人情報の適正な取扱いのために、民間事業者が最低限守るべきことや、より万全な対応が望ましいことを示したガイドラインを特定個人情報保護委員会が作成しました。マイナンバーの利用・提供・保管制限や特定個人情報の安全管理の内容・方法について、全従業員への研修等によるガイドラインの理解と遵守の徹底をお願いいたします。

ガイドラインのダウンロードはこちら　特定個人情報保護委員会　検索

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人※には1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。（法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。）

法人番号について詳しくはこちら　法人番号　国税庁　検索

平成28年1月以降、マイナンバーはこのように利用されます。

マイナンバー利用にあたっての注意点を確認しましょう。

円滑な業務のためにも、マイナンバーを利用する際に、
民間事業者のみなさまに必ず守っていただきたいことがあります。

注意点1 取得

マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！

●利用目的をきちんと明示する必要があります。

法律の範囲内で利用目的を特定して
明示しておく必要があります。

「源泉徴収票に記載して
提出します」など、
きちんと明示を。

●マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行います。

取得の際は他人のなりすまし等を防止するため、
厳格な本人確認を行います。
従業員が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を提出する場合、
従業員が扶養親族の本人確認をすることになります。

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを持っている場合

身元確認と番号確認が、
カード1枚で可能です。

個人番号カード

個人番号カードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認
運転免許証orパスポートなど

番号確認
通知カードor
住民票（マイナンバー付き）など

注意点2 利用・提供

事業者は税や社会保障に関する手続書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、役所に提出！

●利用目的以外の利用・提供はできません。

マイナンバーは
社員番号や
顧客管理番号としては
使えません。

マイナンバーの利用・提供例

税関係	源泉徴収票、給与支払報告書、支払調書　など
雇用保険関係	雇用保険被保険者資格取得（喪失）届　など
健康保険・厚生年金関係	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得（喪失）届　など

注意点3 保管・廃棄

マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ！

●必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

翌年度以降も継続的に雇用契約がある場合
所管法令によって一定期間保存が義務付けられている場合　など

●不必要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

マイナンバーを事務で利用しなくなった場合
保存期間を経過した場合　など

年度ごとにファイリングするなど、
廃棄や削除を前提に
「保管体制」を確認してみよう。

マイナンバーの安全管理を徹底させましょう。

マイナンバー制度の導入に向けて、あらかじめ準備を進めてください。
マイナンバーを含む個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に合わせた対応をしましょう！

安全管理措置

組織的・人的安全管理措置

●担当者の明確化

担当者以外がマイナンバーを取扱うことがないように、取扱責任者や事務取扱担当者など担当者を明確にしましょう。

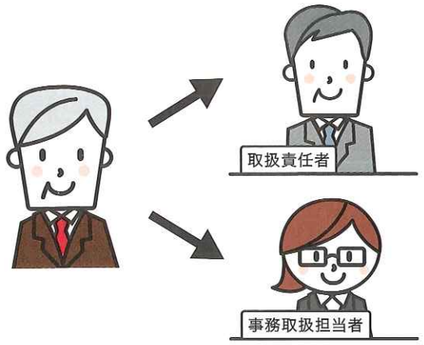

●適切な教育

従業員に対するマイナンバー制度概要の周知など、従業員への教育も大切です。

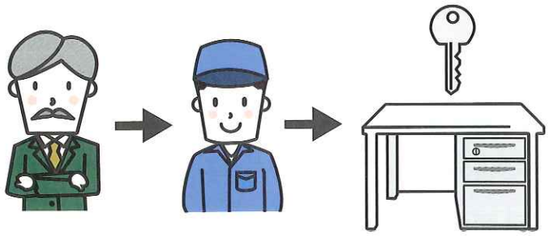

物理的・技術的安全管理措置

●シュレッダーなどプライバシーに配慮して書類を廃棄できるよう準備

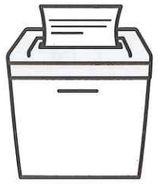

●カギ付き棚を用意

●取扱担当者を決め、他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり

●ウィルス対策ソフトウェア導入 アクセスパスワードを設定

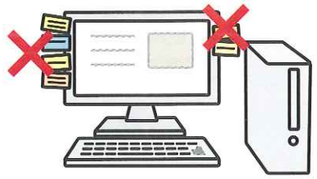

●パーテーションの設置や座席の工夫

●覗き見されない座席配置

など

※事業者の規模に応じて対応してください。

すでに情報漏えい対策を実行している事業主の方も多いと思われますが、マイナンバーの取扱いは、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています。いま一度、対策の見直しとそれを踏まえた準備をお願いいたします。

税や社会保障の関係書類の様式が 変わります。

マイナンバー制度の導入に伴い、様々な税務関係書類の様式も変わります。
税務・社会保険関係で多くの様式が変更される予定ですので、書類作成の際の業務手順の 確認や準備なども必要になります。

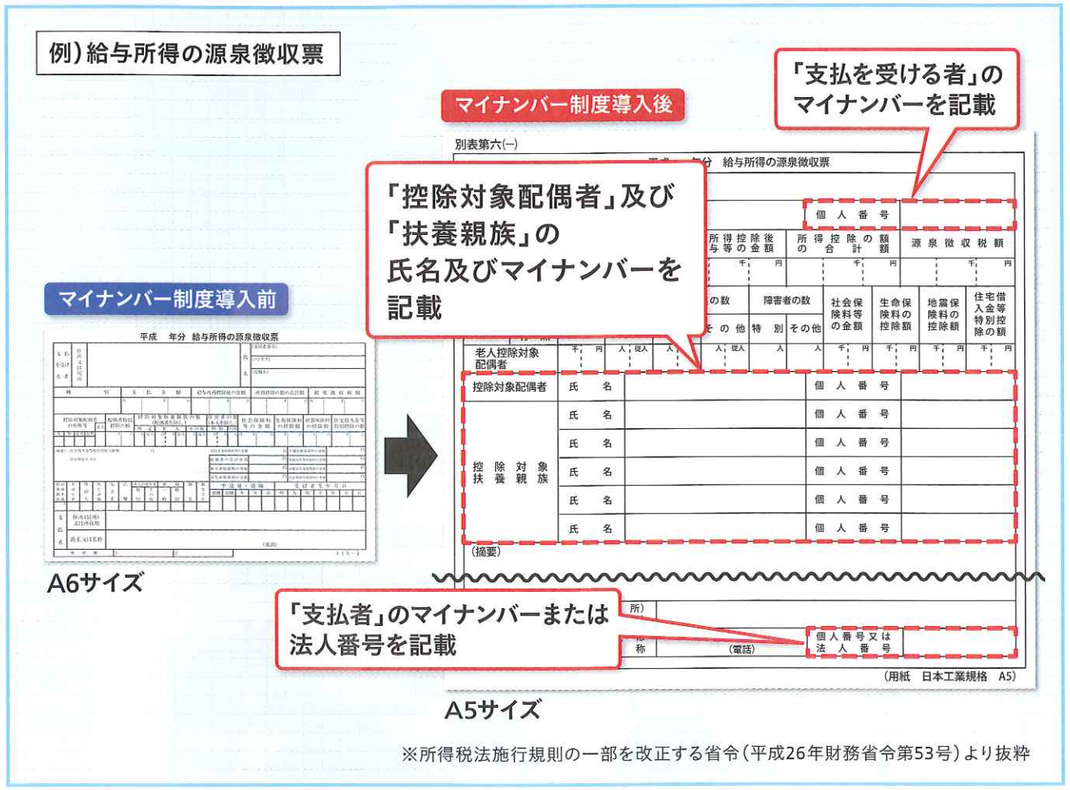

※所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第53号）より抜粋

法定調書での主な変更点

- 主に支払者及び支払を受ける者のマイナンバーまたは法人番号を記載するようになり、記入欄が追加されます。
- 給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書のサイズは、A6からA5になります。

※給与所得の源泉徴収票には税務署提出用と本人交付用がありますが、
本人交付用には支払者のマイナンバーまたは法人番号は記載しないことになっています。

事業者がマイナンバーを記載する書類（参考例）

税分野

- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票
- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 不動産の使用料等の支払調書
- 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 給与支払報告書

など

税務署に提出する法定調書などに、従業員や報酬の支払先等のマイナンバーや法人番号を記載

社会保障分野

- 雇用保険被保険者資格取得（喪失）届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得（喪失）届
- 健康保険被扶養者（異動）届
- 国民年金第3号被保険者関係届
- 健康保険・厚生年金保険産前産後休業／育児休業等取得者申出書・終了届

など

健康保険、雇用保険、年金などの手続の場面で提出を要する書面に、従業員等のマイナンバーを記載

税や社会保障関係の書類へのマイナンバー記載スケジュールを把握しておきましょう。

税や社会保障関係の書類へのマイナンバーの記載時期は、制度によって異なります。
それぞれの書類にマイナンバーを記載する時期をきちんと把握し、
準備をしておくことが大切です。

税や社会保障関係書類へのマイナンバー記載スケジュールを確認しておきましょう。

分野	主な届出書等の内容	施行日
税	「マイナンバー」または「法人番号」を追加予定 ●給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ●従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 ●給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 ●退職所得の受給に関する申告書 ●公的年金等の受給者の扶養親族等申告書　など	平成28年1月1日提出分～
雇用保険	「マイナンバー」を追加予定 ●雇用保険被保険者資格取得届 ●雇用保険被保険者資格喪失届　など 「法人番号」を追加予定 ●雇用保険適用事業所設置届　など	平成28年1月1日提出分～
健康保険 厚生年金保険	「マイナンバー」を追加予定 ●健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ●健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届　など ●健康保険被扶養者(異動)届　など	平成29年1月1日提出分～
	「法人番号」を追加予定 ●新規適用届　など	平成28年1月1日提出分～

国民健康保険組合については、平成28年1月1日より各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

事業者のためのマイナンバー準備スケジュール(例)

無理なく万全な対策をととのえるためには、計画的な準備が必要です。
スケジュール表を確認し、状況をチェックしながら準備をすすめていきましょう。

準備のために必要な手順

❶マイナンバーの利用ケースを洗い出しましょう。
❷利用スケジュールを確認しましょう。
　いつまでに従業員のマイナンバーを取得すればよいかを確かめましょう。
❸マイナンバーの取得に向けて安全管理措置を検討しましょう。

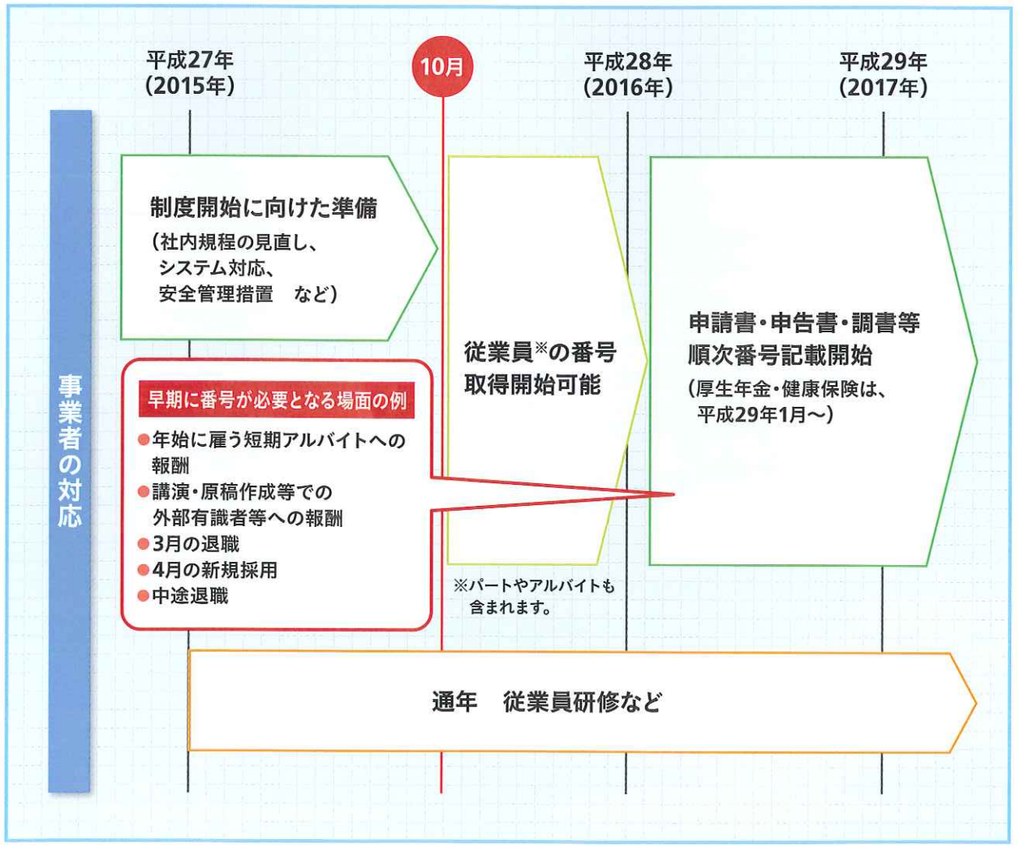

マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。

ホームページ

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

マイナンバー　検索

政府広報オンライン

http://www.gov-online.go.jp

政府広報　検索

マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーのお問合せは

コールセンター

0570-20-0178（マイナンバー）

[全国共通ナビダイヤル] 9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）

※平成27年10月から平成28年3月までの半年間は平日の開設時間を20:00まで延長。
　また年末年始を除く土日祝日も17:30まで開設予定です。
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。
※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※外国語対応（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）は0570-20-0291におかけください。

平成27年5月

市民文教委員会提出資料
平成 27 年 9 月 15 日開催

公用車による交通事故発生の報告について

1．事故発生日時：平成 27 年 8 月 24 日（月）午前 9 時 15 分頃 曇り
2．事故発生場所：飯塚市潤野 1286 番地 14 地内　駐車場
3．公用車登録番号：筑豊 800 さ 3343（環境対策課所管車両）
4．事故の概況：公用車にてし尿収集作業終了後、後退で駐車場に入り、発進しようとしたところ、ハンドルを切りすぎたことにより、相手方車両の左後部を損傷させたものです。

事故現場見取図

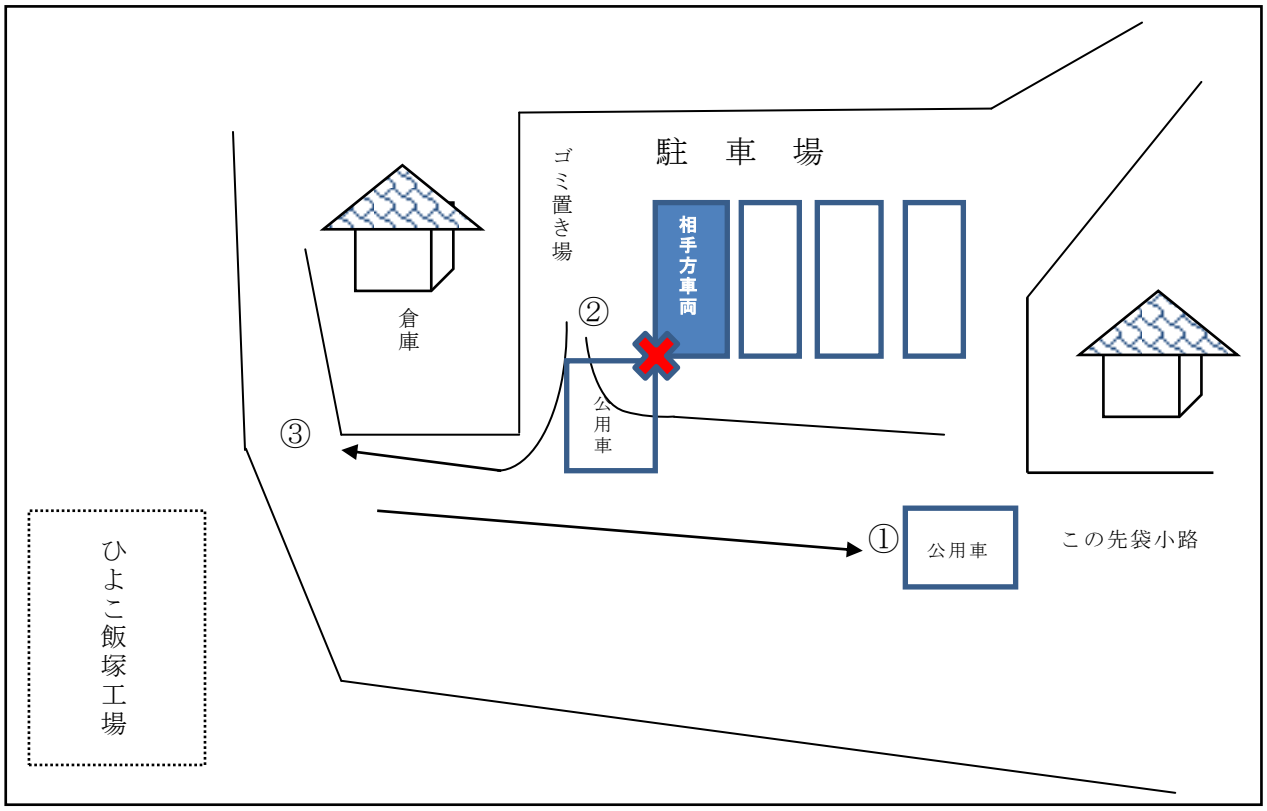

① 公用車で進入し、し尿収集作業を行った。
② し尿収集作業終了後②のとおり後退した。
③ 後退後、発進しようとしたところ相手方車両の後部に接触した。